

東京大学大学院人文社会系研究科 特任研究員（特定有期雇用教職員）募集要項

職名及び人数	特任研究員 1名
契約期間	2025年5月1日～2026年3月31日
更新の有無	<p>更新する場合があり得る。</p> <p>更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は5回、在職できる期間は2030年4月30日を限度とし、以後更新しない。</p> <p>更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。</p>
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	大学院人文社会系研究科 死生学・応用倫理センター（東京都文京区本郷7-3-1）
業務内容	死生学・応用倫理に関わる研究に従事するとともに、死生学・応用倫理センターが行う部局横断型教育プログラム、「Sustainabilityと人文知」等の研究集会を補助し、死生学応用倫理専門分野の運営に参加すること。なお、上廣死生学・応用倫理講座の活動を補助する業務が加わることがある。
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額25万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円／月まで）
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	<p>1) 博士の学位を取得した者、または間もなく取得する予定の者（採用後は在学不可）。なお、特別研究員（日本学術振興会）その他のフェローシップ等の助成を受けている者は応募できない。</p> <p>2) 死生学・応用倫理センター、死生学応用倫理専門分野の研究・活動を補助する意欲と能力を有すること。なお、日常業務において英語その他の外国語が必要になることがある。</p> <p>3) 国籍不問。ただし、業務に必要な日本語能力を有すること。</p>
提出書類	<p>1) 履歴書（東京大学<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>からダウンロードして使用のこと）</p> <p>2) 業績書（書式任意、Researchmapなどのリンクでも可）</p> <p>3) 研究計画書（書式任意、1600字程度）</p> <p>4) 応募者の業績と人物を良く知る大学教員（教授もしくは准教授）1名の氏名と連絡先（メールアドレス）</p> <p>*なお、選考にあたって、研究業績2点（PDF）の提出を求めることがある。</p> <p>*提出書類は採用選考の目的以外には利用せず、原則として返却しない。</p>

提出方法	上記書類の電子ファイルをまとめて、下記メールアドレスまで送信してください。 horie@l.u-tokyo.ac.jp ※ 2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
応募締切	2025年3月6日（木曜）必着 書類選考の上、面接を実施。
問い合わせ先	〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 大学院人文社会系研究科死生学・応用倫理センター 担当：堀江宗正 e-mail: dalspe@l.u-tokyo.ac.jp
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：中断期間分の雇用延長はしない。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。